

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年5月8日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bango-joreijimu.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bango-joreijimu.html</a>

執行機関名 福岡県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和四十九年福岡県条例第五十二号)による修学奨励金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第五の項 福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和四十九年福岡県条例第五十二号)による修学奨励金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第一条	福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例第一条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	この条例は、勤労青少年の高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、高等学校の定時制課程に在学する者に対し、 <u>修学奨励金を貸与すること</u> を目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例 福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則 福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与実施要領